

2023年 上半期ハイライト

— 当会・本誌の取組みと上半期の法令改正等の動向

編集部

一 はじめに

編集長 A 早いもので、二〇二三年も折り返しの時期である。毎年定番の「上半期ハイライト」を本年もお届けしたい。本稿は、編集部による座談会形式で、二〇二三年上半期の法令改正等の動向とその間の当会と本誌の取組みを振り返る。読者の皆様におかれては、上半期と今後の法令改正等の動向把握にご活用いただくとともに、当会・本誌の取組みをご確認いただき、下半期も引き続きご支援賜れば幸いである。

今回も、編集部員のBさん・Cさんに上半期の振り返りを行ってもらいたい。まずはそれ以外の点をいくつかつかご案内したい。

まず、当会会員の皆様（会員の方とは、本誌発送用の宛名ラベルに「会員コード」と記載のある方）にご提供している「旬刊商事法務データベース」は、昨年よりモバイル端末からも閲覧できるようになっている。また、当会HPは本年四月より、新HPに移行し、本誌の目次は、ページ中ほどにある「バックナンバー▼」部分から確認できる。新HPでも、各号の論稿タイトルには、同データベースへの直リンクを貼っている。当会会員の皆様は本稿で紹介する各論稿をスマホやタブレット端末からもぜひご覧いただきたい。

また、本年上半期より読者アン

ケートを始めた。本誌への感想・要望を次のQRコードの投稿フォームよりお寄せいただきたい。編集部は経験では、掲載記事の中から、ここも知りたいという部分が出てくると、次の企画につながることもある。そこで、本アンケートでは、たとえば、読者の皆様が本誌の掲載内容について「ここも知りたい」と思った部分を伺えればと期待している。詳細に（一五〇文字程度）ご回答いただいた皆様にはもれなく、本誌半年分を綴じ込むことができ、専用ファイルを進呈させていただきます。



《読者アンケート》

さらに、本稿で取り上げきれない本誌定期欄の内容については図表1を参照いただきつつ、当会HPよりご確認いただければ幸いである。

そして、本誌では毎号末尾にニュース欄を設けており、各号の刊行の間に起こった主な本誌関連テーマはここで確認できる（ニュース欄の概要は図表2参照）。上半期の法令改正等の動向を網羅的にまとめた図表3では、各ニュースの掲載号も記載しておくので、こちらも上半期の振り返りにご活用いただきたい。それでは上半期の掲載内容について、Bさん、Cさんに紹介してもらおう。

編集部員 B・C 承知しました。

目次

- 一 はじめに
 - 二 定期欄・座談会・連載
 - 三 主な法令改正等と関連記事
 - 1 コーポレートガバナンスと経済安全保障
 - 2 サステナビリティと開示
 - 3 株主総会
 - 4 M&A
 - 5 その他
- 四 おわりに

二 定期欄・座談会・連載

A まず上半期の掲載内容のうち、多数号にわたって掲載した企画を振り返ってもらおう。なお、本稿では、上半期の掲載記事については①以下の番号を付している。

B まず、本誌には現在、図表1のとおり毎月掲載する定期掲載欄が五つありますが、本年上半期に新たにスタートしたのが、①加藤貴仁「白井正和」松井智子「松尾健一」松中学「山下徹哉」商事法務を考えるヒント」二二二七号四頁以下です。本企画は、本誌の主な読者である企業担当者・実務家に向けて、研究者である執筆者が、商事法務分野のテーマを理論的に考察するための意義があると考えた文献とそこから得た示唆を比較的分量で紹介することを目的としています。本誌が取り扱っている商事法務分野は、特に

2023年上半期ハイライト

〔図表1〕 本誌定期欄の紹介

<p>毎月5日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商事法務を考えるヒント 研究者が商事法務分野のテーマを理論的に考察するために意義があると考えた文献とそこから得た示唆を紹介。 ●実務問答会社法 法律実務家が具体的な事例に基づき会社法実務上の重要論点を検討。後藤元東京大学教授監修。 <p>毎月15日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商事法判例研究 京都大学商法研究会の判例研究の成果を公表。前田雅弘京都大学教授、洲崎博史同志社大学教授、北村雅史関西大学教授監修。 ●実務問答金商法（本年下半年再開予定） 法律実務家が具体的な事例に基づき金商法実務上の重要論点を検討。飯田秀総東京大学教授監修。 <p>毎月25日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●米国会社・証取法判例研究 神戸大学商事法研究会の研究成果を公表。 ●新商事判例便覧 法律実務家が、毎月4本の判例について判決要旨と実務上の意義をコンパクトに紹介。 <p>適宜掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●商事法務トピック ●海外情報 <p>毎号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ニュース 編集部が、毎号刊行直前の立案動向等のトピックを紹介。 ●スクランブル 時々のトピックを論評。

〔図表2〕 本誌ニュース欄掲載内容の紹介

<p>毎号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ニュース 各号直近の本誌関連トピックを整理して紹介。 ●今後の掲載予定 次号以降の掲載予定論稿や掲載予定テーマを紹介。 ●あとかぎ 編集部が本号の注目論稿等を紹介。 <p>毎月5日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●月間日誌 前月の本誌関連トピックを幅広く振り返り。 <p>毎月15日号掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定時株主総会の概況 最新の定時株主総会の概況を紹介。 <p>適宜掲載</p> <ul style="list-style-type: none"> ●裁判情報 注目される裁判例等の概要を速報的に紹介。 ●企業情報 注目される個別企業に関する動向等の概要を速報的に紹介。 ●ご案内 当会・本誌からの案内事項を掲載。
--

昨今新しい話題にも事欠かないですが、本企画で紹介される文献と執筆者の視点を通して、読者の皆様が立ち止まってその意味を考え、将来を展望する機会を提供できることを期待しています。

A 定期欄としては、二〇二一年まで連載した「実務問答金商法」の再開も本年下半年に予定している。本企画は、現在掲載中の「実務問答会社法」の姉妹企画で、第一線で活躍する実務家が金商法実務上の重要論点を検討し、実務指針を示すことを目的としている。本企画の再開に

もご期待いただきたい。

B また、本年上半年には株主総会をテーマとした二つの座談会企画を掲載しました。本誌でもさまざまに取り上げてきたように、日本企業の変化、新型コロナウイルス対応を契機とする実務の進展、バーチャル総会の普及、注目すべき事例・裁判例の登場、株主総会資料の電子提供制度の開始といった事情の下で大きな変革期を迎えつつあります。そのような中、②井上卓〓猪越樹〓尾崎太〓高田佑香〓高橋直樹〓中村秀康〓丹羽

信裕〓松村真弓〓倉橋雄作「座談会」株主総会実務の将来展望」二二一八号四頁〓二二二〇号三七頁は、企業の実務家担当者八名を招き、株主総会の視点から昨今の株主総会の変化と課題を抽出し、株主総会実務の将来を展望することを目的としたものです。また、本座談会で示された企業実務家の課題認識を研究者がどうみるのかをインタビュする、③松井秀征〓松尾健一〓山下徹哉「座談会」株主総会実務の将来展望」を讀んで——研究者へのインタビュ」二二三二四号四頁〓二二三二

五号三七頁も掲載しています。

他方、④北村雅史〓田中亘〓茂木美樹〓澤口実〓藤田友敬「座談会」株主総会における会議体とそのあり方」二二三三〇号四二頁は、変革期を迎えつつある中で新たに顕在化してきた株主総会の法的論点のうち、理論的にも実務的にも重要なものを研究者が中心となって検討することで会議体としての株主総会のあり方をめぐる今後の実務に寄与する視点を提供することを目的としたものです。

A ④の座談会は二部構成となっており、本年秋には取締役会を対象とする後編の掲載も予定している。こちらもぜひご期待いただきたい。

C そのような変革期の背景にある株主構成と株主行動の変化について、本誌で継続的に取り組んでいる企画が、主要な機関投資家に企業実務家の視点からインタビュを行う⑤「〈連載〉機関投資家に聞く」です。本年上半年期には、二年ぶりに、本連載の第三五回〓第四六回（二二二一六号二二頁〓二二二七号五〇頁）を掲載しています。また、関連企画として、⑥澤口実ほか「助言会社・機関投資家の議決権行使基準の動向」二二二一六号三四頁、二二二一七号二四頁も毎年掲載しています。

A ⑤連載は今後も継続する予定である。引き続きご注目いただきたい。

2023年上半期ハイライト

〔図表3〕 上半期日誌——主な法令改正等
(6月26日現在。号数は当該ニュースの掲載号)

2023年1月	
6日	東証、「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」(第2期)の第1回会議を開催(2316号)
13日	公取委、「グリーン社会の実現に向けた事業者等の活動に関する独占禁止法上の考え方」(案)について意見募集(2316号)
17日	東証、「英文開示実施状況調査集計レポート(2022年12月末時点)」を公表(2316号)
20日	JPX、「TCFD提言に沿った情報開示の実態調査(2022年度)」を公表
23日	第211回国会(常会)が召集される(2317号)
25日	公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第14号)、公認会計士法施行令等の一部を改正する政令(令和5年政令第15号)、公認会計士法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第9号)が公布される(2317号)
30日	東証、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」、「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」を公表(2317号)
31日	企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第11号)が公布される(サステナビリティ情報の開示等)
2月	
8日	日証協、「M&Aを資金使途とする募集時の開示要請の見直しに係る『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正について」を公表
10日	政府、「GX実現に向けた基本方針」を閣議決定(2319号) 金融審議会「事業性に着目した融資実務を支える制度のあり方等に関するワーキング・グループ」報告が公表される(2319号)
14日	日証協、「公開価格の設定プロセスの見直しに係る『有価証券の引受け等に関する規則』等の一部改正について」を公表(2319号)
17日	法制審議会総会の第197回会議が開催される(2320号) 法務省、「商業登記規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集を開始 金融庁、「監査上の主要な検討事項(KAM)の特微的な事例と記載のポイント2022」を公表(2320号)
22日	政府、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」の第1回会議を開催(2320号)
3月	
2日	第51回金融審議会総会・第39回金融分科会合同会合が開催される(2321号)

三 主な法令改正等と関連記事

1 コーポレートガバナンスと経済安全保障

A では、主な政令改正等の動向と関連記事の紹介に移ろう。まず、サステナビリティ関係以外のコーポレートガバナンスについてはどうか。なお、先に紹介したように、法令改正等の動向は、**図表3**と各号のニュース欄に詳しいが、より大まかな動向については、毎年新年号に掲載する、⑦「**商事法務展望**」二二一五号八頁以下と、⑦をカレンダー形式にまとめた⑧「**商事法務カレンダー**」

「**コーポレートガバナンスと経済安全保障**」二二一五号九頁、さらに毎年年末号に掲載する、「**商事法務ハイライト**」二二一四号五六頁、毎年下半期初頭頃に掲載する「**上半期ハイライト**」本号四四頁の四つの企画で把握できる。ぜひご活用いただきたい。

C コーポレートガバナンスについては、まず、東京証券取引所が、一月三〇日に、「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議の論点整理」、「論点整理を踏まえた今後の東証の対応」の両文書を公表しました。東証は、昨年四月、上場市場をプライム、スタンダード、グロースの三市場に再編する市場区分の見直しを行いました。昨年七月には

「市場区分の見直しに関するフォローアップ会議」を設置し、市場区分見直しの実効性向上に向けて、施策の進捗状況や投資家の評価などのフォローアップを行ってきました。両文書は同会議の審議を踏まえて公表されたもので、後者文書は、市場区分見直しに伴い改められた上場維持基準に適合していない上場会社を対象に設けていた経過措置の終了期限を二〇二五年三月一日以後最初に到来する上場維持基準に関する基準日と定めました。

また、東証は、三月三十一日には「**資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応等に関するお願い**」について」を公表しました。同文書は、

上場規則上の義務づけを行うものではなく、上場会社に、積極的に実施をお願いするものと位置づけられており、プライム市場・スタンダード市場の全上場会社を対象として、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、(i)現状分析、(ii)計画策定・開示、(iii)取組みの実行という一連の対応を、毎年(年一回以上)のペースで継続的に実施することを求める等としています。

B 本誌では、この二つの取組みについて、東証の担当者が解説する、⑨池田直隆「**上場維持基準に関する経過措置の取扱いについて**」二二二二号三八頁、⑩池田直隆は「**資本コストや株価を意識した経営**」

2023年上半期ハイライト

13日	IPOに関する上場制度等の見直しに係る有価証券上場規程等の一部改正が施行される
16日	ISS、「Global Board-Aligned Voting Policy」を公表
24日	経産省、「サイバーセキュリティ経営ガイドライン」を改訂（2323号） 金融庁、「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を改訂（2323号） 金融庁、「記述情報の開示の好事例集2022」を更新
27日	知的財産戦略本部、「知財・無形資産の投資・活用戦略の開示及びガバナンスに関するガイドライン（略称：知財・無形資産ガバナンスガイドライン）Ver.2.0」を策定（2323号）
28日	法務省、「会社法等の規定による閲覧等の方法について」を公表
30日	経産省・法務省、「株主総会運営に係るQ&A」を更新（2324号）
31日	東証、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について等を公表（2324号） 経産省、「『攻めの経営』を促す役員報酬」を改訂（2324号）
4月	
4日	経産省、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表（2324号） 東証、「東証上場会社コーポレート・ガバナンス白書2023」を公表
6日	企業会計基準委、「現在開発中のサステナビリティ開示基準に関する今後の計画」を改訂
7日	企業会計審議会総会が開催される（内部統制基準・実務基準の改訂他）（2324号）
19日	第28回ステュワードシップ・コードおよびコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が開催される（2325号） 経産省、対日M&A課題と活用事例に関する研究会の最終報告書を公表（2326号）
24日	金融庁、「『金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理』第2版（案）」を公表（2326号） 東京地裁、会社訴訟におけるチェックリスト等を公表（2326号）
26日	金融庁、「『ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議』意見書⑥」を公表（2326号）
28日	仲裁法の一部を改正する法律（令和5年法律第15号）が公布される 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律（令和5年法律第16号）が公布される 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第17号）が公布される

の実現に向けた対応」等については「二二二五号四頁を掲載しています。」
C また、四月二十六日には、ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議が、「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」を取りまとめました。本意見書は、コーポレートガバナンス改革の現状の課題を、経営上の課題、独立社外取締役の機能発揮に関する課題、企業と投資家との対話に関する課題の三つと整理し、その並行的な解決が重要であるとしています。また、この課題解決のためには、形式的な体制整備や、CGコードのさらなる細則化ではな

く、コーポレートガバナンスの実質化が重要であることをあらためて強調し、これまで三年ごとに改訂されてきたSSコード（二〇二〇年最終改訂）とCGコード（二〇二一年最終改訂）の改訂時期も今後は適時に検討するとしました。

B 本誌ではまず、大規模サーベイをもとに上場企業のコーポレートガバナンスに関連する取組みの現状と今後の展望を明らかにする、⑪伊藤藤雄「茂木美樹ほか「改訂コーポレートガバナンス・コード適用後のガバナンス対応の進展と今後の課題——ガバナンスサーベイ二〇二二の結果をもとに」二二二二一四頁、コーポレートガバナンスに関してさ

さまざまな形で指摘される企業と株主（株式投資家）との間に横たわる認識ギャップを考察する、⑫松田千恵子（連載）「企業と株主とのコーポレートガバナンスにおける争点」二二二二四頁、二二二二六号六八頁、二〇一〇年のイギリスを皮切りに多くの国で採択されたSSコードが各国でどのような文脈の下でどのような機能を期待されているのか、また国際的動向の中で日本のSSコードはどう位置づけられるのかをテーマとするシンポジウムの概要紹介である、⑬後藤元「ステュワードシップコードの国際的動向と日本の現状」二二二二三号四頁を掲載しています。個別の論点に関しては、実質化の

最重要課題である、取締役会を担う人々の水準の向上とグループエンゲージメント改革を論じる、⑭富山和彦「コーポレートガバナンス『実質化改革』の一番ピン」二二二二五号一三頁、ESG指標組入れ等の主要トピックと日経二二五構成銘柄の分析を踏まえ、日本企業の経営者報酬のあるべき姿を考察する、⑮内ヶ崎茂ほか「国内外の最新潮流を踏まえた報酬ガバナンスの進むべき方向性」二二二一六号二六頁、近時日本でも増加する株主が取締役候補者を提案するケースへの対応について、日本の現状の確認と米国の事前通知事項を踏まえた対応の可能性を検討する、⑯近澤諒ほか「株主による取締

2023年上半期ハイライト

役候補者の提案への対応——日本版事前通知条項による対処の可能性(二二二〇号一六頁および⑪松中学「日本版事前通知条項と株主提案権をめぐる定款自治」二二二〇号二六頁を掲載しています。

A 本誌では、各社のコーポレートガバナンスの形式から実質への深化に資することを目的とした「連載」コーポレートガバナンスの現在地」を毎年掲載している。本年下半期には二〇二三年版も掲載予定であるのでご期待いただきたい。

C その他の動向に関しては、事業ポートフォリオ再編に関連して令和五年度税制改正において創設されたパシナルスピノフ税制の立案

担当者解説である、⑱中村宏ほか「パシナルスピノフ税制とその適用要件等の解説」二二二七号一七頁、経産省の担当者解説である、⑲善本聡「『攻めの経営』を促す役員報酬——企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引——」の改訂「二二二九号三〇頁も掲載しています。

さらに、東証に設置された「従属上場会社における少数株主保護の在り方等に関する研究会」が、二〇二〇年九月一日に中間整理を公表して以来、本年一月六日より第二期の審議を始めています。

A 経済安全保障についてはどうか。

B 経済安全保障については、⑳セブランチ・クレビス「経済安全保障に係るリスク管理態勢と取締役会の役割・責務——担当役員等へのアンケートならびにインタビュー調査を通じた現在地の確認と今後の展望」二二一七号一二頁、企業の経済安全保障担当者も交えた座談会である、㉑伊藤隆「石見賢蔵」羽山和宏「大澤大」セブランチ・クレビス「座談会」日本企業の経済安全保障を考えた——激変する国際経営環境下の地政学・地産するリスク対応」二二二三号一二頁、外為法関連告示改正の担当者解説である、㉒福富友美「令和五年四月の外国為替及び外国貿易法関連告示の改正概要等」二二二七号

二二二頁を掲載しています。

2 サステナビリティと開示

A サステナビリティについてはどうか。

C まず、一月三十一日に、企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正(令和五年内閣府令第一号)が公布され、同日から施行されました。これは、昨年六月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキンググループ」報告(DWG報告)における提言を踏まえ、有価証券報告書において、「第2 事業の状況」の中に、「サステナビリティに関する考え方及び取組」欄を新設する等したものです。

	金融庁、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」で意見募集(非上場株式のセカンダリー取引の円滑化に向けた規制の見直し他)
5月	
1日	法務省、「主要先進国における会社法制のデジタル化に関する調査研究報告書」を公表
8日	環境省、「環境デュー・ディリジェンスに関するハンドブック」を公表 東証、グロース市場上場会社の経営者向け意見募集(自社の高い成長の実現に向けて考えられるグロース市場の課題等)
11日	内閣府、AI戦略会議の第1回会議を開催 東証、現物市場の機能強化に向けた売買制度の見直しで意見募集(2327号)
17日	会計士協会等、「中小企業の会計に関する指針」を改正(2327号) 中小企業庁、「中小M&Aガイドライン見直し検討小委員会」の第1回会議を開催(2328号)
18日	投信協、「ESG関連投資を行う資産運用会社としての基本的な考え方」を公表(2327号)
19日	特許庁、「事業会社とスタートアップのオープンイノベーション促進のためのマナーブック」を公表
24日	特許庁、「知財活用アクションプラン」を改定
30日	国税庁、租税特措法に係る所得税の取扱いについて(法令解釈通達)等の一部改正案について意見募集(2328号)
6月	
5日	金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキンググループ」の第1回会議が開催(2329号)
6日	東証、「四半期開示の見直しに関する実務検討会」の設置を公表
8日	経産省、「企業買収における行動指針(案)」で意見募集(2329号)
12日	商業登記規則等の一部を改正する省令(法務省令第31号)が公布
13日	内閣府、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023(女性版骨太の方針2023)」を決定(2330号)
14日	民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布(令和5年法律第53号)
16日	政府、「規制改革実施計画」,「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」を閣議決定(2329号)
22日	中企庁、「成長志向の中小企業の創出を目指す政策の検討成果と今後の方向性」等を公表(2331号)
26日	ISSB、サステナビリティ開示基準を公表(2331号) 経産省、「『スピノフ』の活用に関する手引」を改訂(2331号)

2023年上半期ハイライト

また、サステナビリティ開示に関しては、昨今、人的資本にも注目が集まっていますが、同改正でも、「従業員の状況」欄において新たに「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」および「男女間賃金格差」の開示が求められています。また、人的資本に関しては、昨年八月、内閣官房に設置された非財務情報可視化研究会が、「人的資本可視化指針」を公表しています。

さらに、国際的な動向も重要です。たとえば、ISSB（国際サステナビリティ基準審議会）は、六月二六日、ESG情報の開示基準である、一般的なサステナビリティに関する情報開示基準と気候変動に関する情報開示基準を最終化し、二〇二四年一月から適用予定であることを公表しています。また、五月四日には、九月一日を期限として、気候変動以後のISSBの取組みとして、生物多様性・エコシステム、人的資本、人権の情報開示基準化、財務・非財務情報の統合化という四つのプロジェクト案について、パブリックコンサルテーションを開始しています。

B 本誌では、担当者解説である、²³上利悟史ほか「企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正」二二二〇号四頁を掲載するとともに、国際動向の紹介として、²⁴安井桂大ほか「欧州におけるサステナビリティ情報開示規制の動向——企業サステナビリティ報告指令（CSRD）」

の概要」二二二〇号三四頁を掲載しています。

C サステナビリティ関係では、「開示」だけでなく、サステナビリティ経営の「実践」も重要です。これに関しては、経産省は、昨年八月には、SX（サステナビリティ・トランスフォーメーション）の要諦を取りまとめた「伊藤レポート三・〇」（SX版伊藤レポート）と、その実践編である「価値協創ガイダンス二・〇」を公表し、さらに人的資本に関して、昨年五月に、「人材版伊藤レポート二・〇」を公表しています。

また、日本政府は、昨年九月、企業における国際スタンダードを踏まえた、人権方針の策定、人権デューデリジエンスの実施等に関するガイドラインとして、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を公表しています。これを踏まえ、本年四月四日、経産省は、人権尊重の取組内容をより具体的かつ実務的な形で示すための資料である「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」を公表しました。

B 三月一六日に開催された第六五回東京大学比較法政シンポジウムのテーマは「サステナビリティ・ガバナンスの最新動向と人的資本改革元年への対応」でした。本誌では、²⁵神作裕之「人的資本とコーポレートガバナンス」二二二一九号四頁以下、六回にわたってシンポジウムの各報告内容等を掲載予定です。同連

載では、人的資本を中心とした国内の政策動向、国際動向、企業における最新の取組み事例等が紹介されています。

また、取締役会におけるジェンダー多様性についての諸外国の取組みや実証研究を参照し、日本企業のジェンダー多様性の必要性を考察する、²⁶須磨美月「取締役会のジェンダー多様性に向けた取組み——多様性の戦略的推進に向けて」二二一九号二八頁、二二二〇号四五頁、人的資本経営実現のための開示、経営戦略と人材戦略の連動、役員報酬KPIへの人的資本関連指標の組み込み等を論じる、²⁷久保克行「内ヶ崎茂ほか「強靱な人的資本経営を実現させるガバナンス」二二二二六号三九頁、特に米国でステークホルダー資本主義の議論が有力に主張される中、日本の判例・学説における取締役の善管注意義務の解釈を再検証し、実務指針を検討する、²⁸足立悠馬「ステークホルダーの利益保護と善管注意義務——米国におけるステークホルダー資本主義の議論を踏まえて」二二二二六号五四頁を掲載しています。

さらに、その他のサステナビリティ関係の担当者解説として、²⁹高田英樹ほか「ESG評価・データ提供に関係する行動規範」の概要」二二二四号一六頁、³⁰鶴本祥文ほか「知財・無形資産ガバナンスガイドライン Ver.2.0」の解説——企業と投資家・金融機関の対話を通じて将

来の企業価値を創造する」二二二八号四頁、二二二九号三五頁も掲載しています。

A そのほかに開示に関する話題はあるか。

C 先ほど紹介した昨年六月のDWG報告では、四半期開示をはじめとする情報開示の頻度・タイミングについても提言がなされ、本年の第二一回国会（常会）において、同報告の内容を踏まえた金融商品取引法等の一部を改正する法律案が提出されました。同改正案は、二〇二四年四月より、四半期開示（第1・第3四半期）についての金商法上の開示義務を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信への一本化を図ることを内容とするものでしたが、同国会での成立は見送られています。報道によれば、政府・与党は本年秋の臨時国会での成立をめざしているとのことです。

3 株主総会

A 株主総会についてはどうか。

C 株主総会に関しては、令和元年会社法改正のうち未施行だった、株主総会資料の電子提供制度を創設する部分が昨年九月一日に施行され、本年三月総会より適用となりました。同制度の概要は、昨年掲載した、渡辺邦広ほか「連載」株主総会資料電子提供制度の実務対応Q&A」の第一回（二二二〇号一八頁）で整理しています。また、同制度に関しては、新型コロナウイルスを契機とした

DXの重要性への認識の高まりなどを背景に、昨年一二月に会社法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年法務省令第四三三号）が公布・施行され、同制度における書面交付請求をした株主に交付する書面に記載することを要しない事項が拡大されました。

さらに、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが五月八日から五類感染症に変われることを踏まえ、三月三〇日、新型コロナウイルスで公表され、新型コロナウイルス下の総会実務の指針として参照されてきた、経産省「法務省」株主総会運営に係るQ&A」が更新されました。

B 本誌では、法務省令改正の担当者解説である、③小林雄介ほか「会社法施行規則等の一部を改正する省令の解説——令和四年法務省令第四三三号——二二二一六号四頁、Q&A改訂の分析とそれを踏まえた新型コロナウイルス後の株主総会運営の実務を検討した」、③渡辺邦広ほか「コロナ後の株主総会運営の実務——株主総会Q&A更新を踏まえて」二二二二六号二八頁を掲載しました。

また、本年総会実務の参考としていただく観点から、③依馬直義「米国の株主総会とバイデン政権下で加速する規制改正の動向——二〇二二年の振り返りと二〇二三年の総会シーズンに向けて」二二二一八号一八頁、③「トピック」三月総会を振り返って——とりわけ電子提供制度の各社の対応について」二二二二四号五

九頁、③早川将和「令和五（二〇二三年）年総会後の商業登記実務上の留意点とデジタル対応」二二二二七号三〇頁を掲載しています。

さらに、ICTが運用する議決権電子行使プラットフォームの運用上の取扱いを担当者があらためて解説する、③鬼塚卓「議決権電子行使プラットフォームの運営実務」二二二二一三三頁を掲載しています。

A 本誌では毎年秋以降に、その年の総会動向を振り返り、翌年の株主総会準備に備えることを目的とした連載記事の掲載を行っている。本年下半年にも二〇二三年版の掲載を予定しているのでぜひご参照いただきたい。

4 M & A

A M & Aについてはどうか。

C 経産省は、六月八日に、八月六日を期限として、「企業買収における行動指針（案）」についての意見募集を開始しました。同指針案は、昨年一月より「公正な買収の在り方に関する研究会」において検討がなされてきました。近年、(i)有事導入型の買収防衛策の発動やその差止めをめぐる司法判断（東京機械製作所事案等）が相次ぎ、(ii)当初の買収提案を契機に第三者から対抗提案が提示されるケース（ユニゾホールディングス事案等）が増加するとともに、(iii)独立社外取締役の増加等による取締役会の機能強化、株式保有構造の変化等、上場会社を取り巻く

社会経済状況にも変化が生じています。同指針案は、このような背景の下、研究会の審議を踏まえ、現在のわが国経済社会において共有されるべきM&Aに関する公正なルール案として提示されています。その内容は多岐にわたりますが、たとえば、上場会社の経営支配権を取得する買収一般において尊重されるべき第一原則を「望ましい買収か否かは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させるかを基準に判断されるべきである」と整理したり、会社側が防衛ありきで考えることにつながっている等の指摘を踏まえ、これまで広く使われていた「買収防衛策」という用語に代わって「買収への対応方針」という用語を用いるなどもされています。

B 本誌では、(i)の各種司法判断について、研究者や実務家による論稿を多数掲載する（たとえば、田中亘「防衛策と買収法制の将来——東京機械製作所事件の法的検討」二二二八六号四頁以下、太田洋「東京機械製作所事件をめぐる一連の司法判断の概要と射程」二二二二二六頁以下等）とともに、(ii)の各種事案についても、「連載」実例から読み解く実務の動向」の中で、各事案の概要とそこから得られる実務上の示唆を整理してきていました。

本年上半期には、③玉井裕子ほか「実例から読み解く二〇二三年実務の動向」④M&Aその2——非友好的買収に関する連載対象事例の総

括——二二二二八号四六頁という形で、同連載で取り上げてきた二〇二〇年以降の著名な非友好的買収事例と前記指針案の内容を踏まえています。その実務上の示唆を提示しています。また、有事導入型買収対応方針についての法的論点を、最近の裁判例や前記指針案も踏まえて理論的に検討する、③森本滋「有事導入型買収対応方針について——大規模買付ルール違反の対抗措置としての新株予約権無償割当て」二二二三〇号四頁、二二二二一三三頁も掲載しています。

A 意見募集を経て、「企業買収における行動指針」が策定された際には、M&Aに関する理論と実務に大きな影響を与えるだろうと想像している。本誌でもさまざまな観点から同指針を取り上げる予定であるのでご期待いただきたい。

C その他には、四月一九日、経産省が、「対日M&A課題と活用事例に関する研究会」の最終報告書として、「対日M&A活用に関する事例集——海外資本を活用して、企業変革・経営改善・飛躍的成長につなげた日本企業のケース」を公表しています。これは、イノベーション創出や海外経済の活力を取り込む観点から政府全体が取組みを進めている対日M&A（外国企業または海外ブライベートエグジティブファンドによる日本企業へのM&A）の推進のため、海外資本を有効に活用した対日M&A二〇事例等を紹介・整理する

2023年上半期ハイライト

ものです。

また、六月五日、金融庁において、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」の第一回会議が開催されました。同WGは、近時における、市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加、M&Aの多様化、パッシブ投資の増加、協働エンゲージメントの広がり、企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まりなどの資本市場環境の変化を踏まえ、両制度について一七年ぶりの改正を行うことを目的としています。論点は多岐にわたり、報道によれば審議期間も一年程度の長期を予定しているとのこと

です。
B 本誌では、同WGの開催に先立ち、現行の大量保有報告規制の制度および執行の現状を棚卸しし、どのような点の改正が期待されるかを論じる、^{③⑨}太田洋「大量保有報告規制の改革に向けて——『日本版ウルフ・パック』の問題を切り口として」二二二五号二頁を掲載しています。

また、キャッシュ・アウトに関する近年の裁判例のいくつかを取り上げ、それらに含まれる解釈論上の問題について検討する、^{④⑩}伊藤靖史「キャッシュ・アウトについて争う方法に関する解釈論——近年の裁判例の検討」二二二七号四頁、二二二八号二四頁を掲載しています。

A 同WGの動向には、引き続き注目していきたいと考えている。

5 その他

A その他の動向についてはどうか。

C 本年上半年期には、会計監査関係の改正も多くなされました。それぞれの担当者解説として、^{④⑪}鳥屋尾大介ほか「令和四年公認会計士法改正に伴う政令・内閣府令の改正」二二二二号一七頁、^{④⑫}齊藤貴文ほか「財務報告に係る内部統制の評価と監査についての基準等の改訂について」二二二九号一四頁、^{④⑬}齊藤貴文ほか「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンス・コード）の改訂」二二三〇号一六頁を掲載しています。

また、東京地方裁判所民事第八部が、会社訴訟の審理運営に関して、より合理的で迅速な審理・紛争解決に向けての新たな取組みとして公表した、**会社訴訟チェックリスト**等の紹介である、^{④⑭}内林尚久「会社訴訟チェックリスト等の概要」二二二二九号二頁も掲載しています。

B コンプライアンス関係では、証券取引等監視委員会の考え方を担当者が解説する、^{④⑮}西尾順一ほか「課徴金事例にみる業務執行決定機関と公開買付者に関する考察」二二二一六号一三頁、企業経営上の新たなリスクとしてのサイバーリスクと商事法務分野のかかわりを考察する、^{④⑯}増田英次ほか「連載」サイバーリスクと商事法務」二二二一七号九頁以下、注目の裁判例を踏まえて実務上

の留意点を検討した、^{④⑰}鈴木正人ほか「SHIFT社CFD事件を踏まえた業績予想等の修正に係る実務上の留意点」二二二一七号二頁、昨年の注目事例を踏まえて実務上の示唆を検討する、^{④⑱}坪尚義ほか「実例から読み解く二〇二三年実務の動向(2)コンプライアンス」二二三三号四四頁、二二三四号四九頁、同「(3)金融商品取引法上の開示不正・不公正取引」二二三四号五二頁も掲載しています。

また、**商法総則・商行為法研究会**（代表・清水真希子大阪大学大学院法学研究科教授）の活動の一環として、当会および経営法友会が協力して実施した、**企業契約締結実務の実態**についてのアンケート結果を分析した、^{④⑲}船津浩司「商業登記と企業の契約締結実務に関する質問票調査」の結果の分析」二二三二号一五頁、二二三三号三〇頁、同じく**商法総則・商行為法**を扱った、^{④⑳}高橋英治「営業譲渡人の商号を続用した譲受人の責任——ドイツ法を中心に」二二一九号二〇頁を掲載しました。

さらに、独占禁止法違反により課徴金を課せられた会社が多額の課徴金相当額の損害賠償を取締役に請求することの是非を検討した、^{⑤①}浜田道代「カルテル課徴金の役員への転嫁に関する一考察——世紀東急工業株主代表訴訟事件を契機として」二二一九号四頁、証券訴訟における特約であるサイドCを検討した、^{⑤②}山越誠司「D&O保険のサイドCの意

義と課題」二二三二八号九頁を掲載しています。

四 おわりに

A その他に、六月二日、中小企業庁では、第三七回中小企業政策審議会が開催され、「中小企業の成長経営の実現に向けた研究会中間報告書」、「中小企業・小規模事業者人材活用ガイドライン」、「中小エクイティ・ファイナンス活用に向けたガバナンス・ガイドライン」等が公表されている。本年下半年期には、これらの中小企業関係も含めた非上場会社関係の誌面構成にも取り組んでいきたいと考えている。